

精神障害者
保健福祉手帳

自立支援医療
(精神通院医療)

の申請は

郵送でも可能です!



各種手続きはお住まいの区役所窓口のほか、郵送でも受付を行っています。
ただし、本人確認が必要なため、手帳の交付(お渡し)は区役所窓口のみとなります。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害の程度により等級が1～3級まで分かれており、申請が認定されると、それぞれの等級に応じた支援制度が利用できます。詳細は、手帳の交付時に、区役所窓口で個別にご説明します。

◆自立支援医療(精神通院医療)

継続的な精神疾患治療を通院で行う場合に、申請が認定されると、指定の医療機関1か所において、医療費の自己負担が原則1割になります。更に、ひと月あたりの自己負担額について、以下のとおり世帯の所得に応じた上限が設定されています。(条件詳細はホームページ等で確認してください)

ひと月あたりの自己負担額

※自立支援医療における「世帯」は、医療保険単位です。

所得区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯		市民税(所得割)		
		本人収入80万円以下	本人収入80万円以上	3万3千円未満	3万3千円以上23万5千円未満	23万5千円以上
自己負担額	0円 (自己負担なし)	月額 2,500円まで	月額 5,000円まで	月額上限なし (1割負担)		制度対象外 (3割負担)
				「重度かつ継続」に該当すると認められると		
				月額 5,000円まで	月額 10,000円まで	月額 20,000円まで

《 郵送申請の流れ 》

1 ホームページを確認

ホームページから申請書をダウンロードできます。
ホームページが見られない場合は、ポスター下部に掲載している精神通院医療・手帳事務処理センターにお問い合わせください。



横浜市 精神 手帳 検索



横浜市 精神通院医療 検索

2 必要な提出書類を準備

3 切手を貼った封筒で、提出書類を送付

送付先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1※
横浜市健康福祉局 精神通院・手帳事務処理センター 宛

※市庁舎移転を予定しているため、令和2年5月以降は、最新の送付先住所をホームページで確認してください

申請に関するお問い合わせ

横浜市健康福祉局 精神通院医療・手帳事務処理センター ☎045-671-3623 受付時間/9:00~17:00 (土日祝日・休日・年末年始を除く)